

議案第三号

杉並区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例
杉並区立知的障害者援護施設条例（昭和六十二年杉並区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立すぎのき生活園条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 知的障害者の自立と社会参加の促進を図り、もつて知的障害者の福祉の向上に資するため、杉並区立すぎのき生活園（以下「生活園」という。）を杉並区井草三丁目十八番十四号に設置する。

第一条の二中「援護施設」を「生活園」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（事業）

第一条の二 生活園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五條第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

第二条中「援護施設」を「生活園」に改め、同条第一号イ中「で規則で定めるものの交付を受けている」を「（生活介護に係るものに限る。）を交付されている」に改める。

第三条中「援護施設」を「生活園」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

生活園を利用する者は、法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

第五条及び第六条中「援護施設」を「生活園」に改める。

第七条から第十一条までを削り、第十二条を第七条とする。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

「(四) 知的障害者援護施設を」
 「(四) すぎのき生活園に、

杉並区立あけぼの作業所	会議室	洋室	一〇五・〇	一、八〇〇円	三、一〇〇円
杉並区立すぎのき生活園	〃	〃	九五・九	一、六〇〇円	二、八〇〇円

杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	九五・九	一、六〇〇円	二、八〇〇円
杉並区立すぎのき生活園	〃	〃	九五・九	一、六〇〇円	二、八〇〇円

に改める。

(提案理由)

あけぼの作業所を民営化することに伴い、廃止する等の必要がある。

杉並区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区立すぎのき生活園条例 （設置）</p> <p>第一条 知的障害者の自立と社会参加の促進を図り、もつて知的障害者の福祉の向上に資するため、杉並区立すぎのき生活園（以下「生活園」という。）を杉並区井草三丁目十八番十四号に設置する。</p>	<p>杉並区立知的障害者援護施設条例 （設置）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）を設置する。</p> <p>2 援護施設の種類は、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び旧法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設とし、名称及</p>

(事業)

第一条の二 生活園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休業日及び利用時間)

び位置は、次のとおりとする。

種類	名称	位置
知的障害者更生施設	杉並区立すぎのき生活園	杉並区井草三丁目一八番一四号
知的障害者授産施設	杉並区立あけぼの作業所	杉並区上井草四丁目三番一四号

(休業日及び利用時間)

第一条の三 生活園 の休業日及び利用時間は、規則で定める。

(利用することができる者)

第二条 生活園 を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの

ア 略

イ 法第二十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証(生活介護に係るものに限る。)を交付されている者

二 略

(利用の手続等)

第三条 生活園 を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、生活園 の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を

第一条の二 援護施設 の休業日及び利用時間は、規則で定める。

(利用することができる者)

第二条 援護施設 を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの

ア 略

イ 法第二十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証で規則で定めるものの交付を受けている者

二 略

(利用の手続等)

第三条 援護施設 を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、援護施設 の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を

承諾しないことができる。

一 生活園の利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）が定員に達しているとき。

二 略

三 生活園の管理上支障があるとき。

（使用料等）

第四条 生活園を利用する者は、法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2
略

承諾しないことができる。

一 援護施設の利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）が定員に達しているとき。

二 略

三 援護施設の管理上支障があるとき。

（使用料等）

第四条 援護施設を利用する者は、法附則第二十一条第二項に規定する指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）を納めなければならない。

2
略

(利用の承諾の取消し等)

第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活園の利用の承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 略

二 災害その他の事故により生活園の利用ができなくなつたとき。

三 略

(損害賠償の義務)

第六条 生活園の施設及び設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならぬ。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(利用の承諾の取消し等)

第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、援護施設の利用の承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 略

二 災害その他の事故により援護施設の利用ができなくなつたとき。

三 略

(損害賠償の義務)

第六条 援護施設の施設及び設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならぬ。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 区長は、杉並区立あけぼの作業所

（以下「作業所」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、作業所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 旧法第五条第四項に規定する知的障害者授産施設支援に関する業務。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 作業所の利用の承諾、不承諾、承諾の取消し、制限及び停止

イ 作業所の使用料等の徴収

二 作業所の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必

要と認める業務

(指定管理者の指定)

第八条 区長は、作業所の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認める者を区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 作業所の効用を最大限に発揮するとともに、知的障害者の福祉の増進を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の告示)

第九条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

第七條
（委任）
略

（協定の締結）

第十一條 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報の取扱いその他の作業所の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、作業所の管理に関する必要な事項

第十二條
（委任）
略